



島根県報

平成24年10月23日（火）

号外 第 146 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示**島根県告示第589号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	斐川一畑大社線	出雲市灘分町1620番1地先から同町1588番1地先まで	前	A	メートル 11.40～ 14.90	110.50	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設橋設置
			後	A	11.40～ 14.90			
			後	B	11.40～ 13.50			
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町郡君垣570番9地先から同番5地先まで	前		13.50～ 14.70	62.00	隠岐支庁県土整備局	管理区域の変更 減幅
			後		12.97～ 13.50			

島根県告示第590号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町山田代宮屋ノ前6番3地先から同町郡君垣576番5地先まで	メートル 301.00	平成24年 10月23日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町郡宮原638番18地先から同町郡小路1054番1地先まで	410.00	平成24年 10月23日		